

特定非営利活動法人 障害者就労支援センター 指定障害福祉サービス事業 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人 障害者就労支援センターが開設する多機能型事業所アビリティ（以下「事業所」という。）が行う指定就労移行支援並びに指定就労継続支援（B型）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理・運営に関する事項を定め、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った、適切かつ円滑な指定就労移行支援、指定就労継続支援（B型）の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者に対して、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。

- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス・雇用労政機関と連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 前2項の他、関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称

主たる事業所

特定非営利活動法人 障害者就労支援センター アビリティ

(2) 所在地

長崎市築町3番18号 302号室

- 2 前項以外に事業を行う出張所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

出張所

① 名 称 茂木農園（就労移行）

所在地 長崎市茂木町470第1

② 名 称 琴海農園（就労継続）

所在地 長崎市琴海戸根町3326-1

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1人（常勤）

管理者は、施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。

(2) サービス管理責任者 2人（常勤1人・非常勤1人）

サービス管理責任者は、障害福祉サービスの提供にかかるサービス管理を行うものとする。

(3) 事務員 1人（常勤）

事務員は、施設の事務・庶務に関する業務に従事する。

(就労移行支援事業の従業員)

(4) 職業指導員 2人（常勤1人・非常勤1人）

職業指導員は、入所者の職業能力開発および社会生活訓練に関する業務に従事する。

(5) 生活支援員 1人（常勤）

生活支援員は、入所者の生活指導及び生活訓練に関する業務に従事する。

(6) 就労支援員 1人（常勤）

就労支援員は、就労先の開拓、職場定着支援に関する業務に従事する。

(就労継続支援事業（B型）の従業員)

(7) 職業指導員 10人（常勤8人・非常勤2人）

職業指導員は、入所者の職業能力開発および社会生活訓練に関する業務に従事する。

(8) 生活支援員 8人（常勤5人・非常勤3人）

生活支援員は、入所者の生活指導及び生活訓練に関する業務に従事する。

(9) 目標工賃達成指導員 1人（常勤）

目標工賃達成指導員は、授産事業の振興、工賃倍増に関する業務に従事する。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日

原則として月曜日から金曜日までとする。

(2) 営業時間

原則として午前9：00から午後4：00までとする。

(利用定員)

第6条 利用定員は次のとおりとする。

サービスの種類	定員
就労移行支援	6名
就労継続支援（B型）	34名

(支援の内容)

第7条 支援の内容は、次のとおりとする。

(就労移行支援)

- (1) 就労移行支援計画の作成
- (2) 事業所における作業や、施設外の実習および就労等
- (3) 適性にあった職場探しや就労後の職場定着のための支援
- (4) 在宅支援の実施
- (5) (2)～(4)を通じ、適性にあった職場への就労・定着を目的として、サービス提供期間を限定し、必要な訓練、指導等を実施するものとする。

(就労継続支援（B型）)

- (1) 就労継続支援（B型）計画の作成
- (2) 事業所内および施設外での就労の機会や生産活動の機会の提供
- (3) 在宅支援の実施
- (4) 上記を通じて、知識・能力が高まった者について、就労への移行に向けた支援
- (5) (2)～(4)を目的として、必要な指導等を実施するものとする。

(支給決定障害者から受領する費用の額)

第8条 指定障害福祉サービスを提供した際には、支給決定障害者から当該障害福祉サービスに係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定障害福祉サービスを提供した際は、支給決定障害者から障害者自立支援法（以下「法」という。）第29条第3項の規定により算定された訓練等給付費又は法第30条第2項の規定により算定された特例訓練等給付費の額に90分の100（法第31条の規定が適用される場合にあっては、100分の100を市町村特例割合で除して得た割合）を乗じて得た額の支払いを受けるものとする。

3 次に定める費用については、支給決定障害者から徴収することができるものとする。

- (1) 食事の提供に要する費用 100円
- (2) 日用品費等その他の日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適當と認められるものの実費

4 前項の費用の支払いを受ける場合には、あらかじめ支給決定障害者に対し、サービスの内容及び費用について説明を行ない、同意を得るものとする。

5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、支給決定障害者に対し、当該費用に係る領収証を交付するものとする。

(利用者負担額等に係る管理)

第9条 事業所は、支給決定障害者の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に指定障害福祉サービスを受けたときは、当該支給決定障害者が当該同一の月に受けた指定障害福祉サービスに要した費用（特定費用を除く。）の額から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（以下「利用者負担額等合計額」という。）を算定するものとする。

この場合において、利用者負担額等合計額が、負担上限月額（令第17条第1項に規定する負担上限月額をいう。）を超えるときは、事業所は、当該指定障害福祉サービスの状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、支給決定障害者に通知するものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 障害福祉サービスの提供を受けるに当たっては、入所者は生活のルールを守り、適正な設備使用に努めるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域は、長崎市、諫早市、西彼杵郡、大村市の全域とする。

(主たる対象者の障害の種類)

第12条 事業の主たる対象者とする障害の種類

規定しない

(非常災害対策)

第13条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(緊急時における対応方法)

第14条 指定障害福祉サービスの提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

(虐待防止のための措置)

第15条 利用者的人権の擁護、虐待の防止等のため、虐待防止委員会を設置し、定期的に従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

- ① 従業者全体へ福祉に携わる上で必要な人権、倫理などについて勉強会を開催し啓発に努める。
- ② 利用者からの虐待防止に関する相談又は苦情等に対応する常設の窓口（連絡先）を事業所内に設置することにより対応し、虐待防止委員会へ諮るものとする。

利用者が窓口に来られない場合は、担当者が利用者宅を訪問するなどの対策をとる。

担当者名 管理者 富永隆一

担当者不在の場合はサービス管理責任者が代行

- ③ 円滑かつ迅速に苦情を解決するための処理体制・手順
 - ① 利用者からの苦情内容を把握し、虐待防止委員会において原因を追究する。
 - ② 事業所内において改善できるものについては、速やかに対処する。
 - ③ 原因が事業所外に波及する可能性のあるものについては、虐待防止委員会において利用者の保護者等と相談し、担当者会議を開き、早期解決を図るものとする。

※具体的な対応方針

- ① 苦情については、担当者と管理者は利用者に対し、内容によっては謝罪を含め、虐待防止

委員会として協議決定した事由について報告・説明・利用者に対し理解を求める。

- ② 苦情発生防止のため、事業所の質の向上、従業者個々の資質向上のため、利用者に満足されるサービス提供ができるよう、定期的に会議・研修を実施するものとする。

④ その他参考事項

事業遂行上、予測できない状況での問題発生に関し、早急な問題解決が必要な場合は、定期的に従業者全体会議以外に、臨時の全体会議を開催するなど、客観的にかつ正確な情報をもとに協議し、自らの問題解決策、防止策、改善策を講じるものとする。

(苦情解決)

第 16 条 提供した指定障害福祉サービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

利用者が窓口に来られない場合は、担当者が利用者宅を訪問するなどの対策をとる。

担当者名 管理者 富永隆一

担当者不在の場合はサービス管理責任者が代行

- 2 提供した指定障害福祉サービスに関し、法第 10 条第 1 項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定障害福祉サービス事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 提供した指定障害福祉サービスに関し、法第 11 条第 2 項の規定により都道府県が行う報告若しくは指定障害福祉サービスの提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県が行う調査に協力するとともに、都道府県から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 提供した指定障害福祉サービスに関し、法第 48 条第 1 項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定障害福祉サービス事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 5 社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあわせんにできる限り協力するものとする。

(従業者の研修)

第 17 条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 1か月以内
(2) 継続研修 年 5 日

(在宅支援)

第 18 条 事業所は利用者の多様な働き方を実現するため、在宅支援を実施し、訓練及び支援内容は以下のとおりとする。

(1) 在宅で実施する訓練

教材・書籍・情報機器等の貸与、オンライン、メール、電話による双方向訓練環境の整備、その他必要な項目

(2) 在宅で実施する就労等の支援

データ入力等の情報処理業務、軽作業に必要な材料および用具の提供、メール、電話、オンラインによる就労環境の整備、その他必要な項目

(その他運営についての重要事項)

第 19 条 事業所は、利用者に対し適切な指定障害福祉サービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておくものとする。

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。
- 5 事業者は、利用者に対する指定障害福祉サービスの提供に関する諸記録を整備し、当該指定障害福祉サービスを提供した日より 5 年間保存する。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は特定非営利活動法人 障害者就労支援センター理事会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

平成19年10月1日（一部改正 食事提供体制の追加）

平成20年4月1日（一部改正 就労移行支援事業の定員を18名に変更、営業日を弾力化、利用地域に大村市、東彼杵郡を追加）

平成20年6月1日（一部改正 施設外支援の明記）

平成21年2月1日（一部改正 就労移行支援事業の定員を24名に変更）

平成22年5月1日（一部改正 就労移行支援事業の定員を28名に変更）

平成23年1月20日（一部改正 出張所・従たる事業所の表記）

平成23年11月1日（一部改正 出張所（新大工店の表記）、利用地域に雲仙市を追加

平成26年4月1日（一部改正 主たる事業所の就労移行支援事業の定員を23名に変更
主たる事業所の就労継続支援事業（B型）の定員を17名に変更）

平成27年8月1日（一部改正 従たる事業所 長崎交通センター訓練室（就労移行）を廃止

就労継続支援事業（B型）の定員を22名に変更

出張所 長崎交通センター訓練室（就労移行）の表記

出張所 茂木農園（就労移行）の表記

出張所 琴海農園（就労継続）の表記

平成27年11月24日（出張所 6月1日 TSUNAGU工房（就労継続）の表記）

平成28年2月1日（一部改正 多機能型事業所に自立訓練（生活訓練）の追加）

平成28年10月1日（一部改正 主たる事業所の就労移行支援事業の定員を22名に変更

出張所 アビのパン新大工店（就労移行）を廃止

出張所 TSUNAGU工房（就労継続）を廃止）

平成29年1月30日（一部改正 虐待防止および苦情解決における担当者名の変更） 平成29年4月1日（一部改正 従業員の職種、員数及び職務内容の変更）

平成30年4月1日（一部改正 定員の変更）

就労移行支援事業の定員を22名から12名に変更

就労継続支援事業B型の定員を22名から28名に変更

（従業員の職種、員数及び職務内容の変更）

自立訓練の個別計画訓練支援加算に対応して社会福祉士有資格者を配置

平成30年10月1日（一部改正 定員の変更）

就労移行支援事業の定員を12名から6名に変更

（従業員の職種、員数及び職務内容の変更）

平成31年2月10日（一部改正 第4条 従業員の職種、員数及び職務内容の変更）

虐待防止苦情処理窓口を佐藤保子から富永隆一に変更

平成31年3月31日（一部改正 就労継続支援事業（B型）の従業員の変更）

生活支援員 小川真美 常勤・兼務から非常勤・兼務に変更

令和1年9月1日（一部改正 就労移行支援事業の従業員の変更）

就労支援員 中村紀代子 退任

原田 薫 常勤・兼務

職業指導員 原田 薫 常勤・専従から常勤・兼務に変更

令和2年4月1日（一部改正 就労移行支援事業の従業員の変更）

サービス管理責任者 富永隆一 退任

サービス管理責任者 中村紀代子 常勤・兼務から常勤・専従に変更

アビのパン築町店（就労継続） 閉所

長崎交通センター訓練室（就労移行） 閉所

通常の事業の実施地域から雲仙市を削除

令和2年7月27日（一部改正 事業所の移転につき住所変更）

就労支援員を常勤専従に修正（長崎市の指示により）

令和2年12月25日（一部改正 在宅支援の表記）第7条、第18条

令和3年6月30日（一部改正 自立訓練（生活訓練）の廃止）

令和3年7月1日（一部改正 就労継続支援事業の定員を28名から34名に変更）

令和4年4月1日（一部改正 虐待防止委員会設置について）第15条

令和5年4月1日（従業員の職種、員数及び職務内容の変更）

加配のサービス管理責任者を配置（栗屋萌絵）